

令和3年度報酬改定等に係るQ & A (R4. 3. 9時点)

	サービス種別	件名	内容	回答	公開日
1	共通	運営に関する基準 高齢者虐待防止の推進	①資料P11「2. 条例、要綱等改正…について」には「※「虐待の防止のための措置に関する事項」については、令和3年4月1日より運営規程に定める必要があるので、変更をお願いします。」と記載があるが、資料P19「4. 施行日」には「★については、令和6年3月31日までは経過措置として努力規定とする。」と記載されている。令和6年3月31日までに定めて変更すれば支障がないとの解釈でよいのか。 ②「虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける。」とあるが、委員会の構成メンバー、開催頻度、担当者として必要と想定される具体例を挙げていただきたい。	①資料P11及びP32において、「虐待の防止のための措置に関する事項」について令和3年4月1日より運営規程に定める必要がある旨の周知をいたしましたがお見込みの通り、「虐待の防止のための措置に関する事項」は令和6年3月31日までの間、「定めておくよう努める」とされていることから、その期限までに本内容（体制等）の整備及び運営規程の修正等の対応をお願いします。一方、これらの取組については、経過措置期間であってもより早期に取組を行うことが望ましいものであることに留意してください。「介護保険最新情報VOL. 968令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (VOL. 7) (令和3年4月21日)」問1を参照してください。 ②「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）」、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）」等を参照してください。その中で、委員会は「虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にする」とともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家委員として積極的に活用することが望ましい。」とされており、また、同基準の中で、委員会で検討する具体的事項等も定められていますので、参照してください。	R3-4-8 R3. 4. 23 追記
2	共通	虐待防止の推進について	虐待防止の推進については令和6年3月31日までは経過措置として努力規定とするがありますが、一方で令和3年4月1日より運営規程に定めよというのはどういうことでしょうか。 京都市のホームページ上にある「虐待防止のための措置に関する事項」の追加規定について、にある記載例のようにまずは記載し、整備を目指せばよいのでしょうか。 また、整備前に契約書や重要事項説明書にも記載してもよいのでしょうか。	問1①と同じ。	R3. 4. 8
3	共通	重要事項説明書・契約書等への押印について	4月1日以降の契約時に、押印は不要としてもよいのか？	重要事項説明書等における利用者等の押印について、求めないことを可能とします。（押印の有無は各事業者の判断で選択いただいて差し支えありません。）ただし、事業所において、説明、同意した事がわかるようにしておいてください。署名以外の方法については、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参照してください。	R3. 4. 8
4	居宅介護支援	運営規程・重要事項説明書について	①2021年改正版の運営規程に関する変更届出書の提出は必要か？ ②運営規程・重要事項説明書のひな型等を宇治市ホームページに掲載する予定はあるか？	①運営規程について、令和3年度報酬改定等に係る変更のみであれば、変更届出書の提出は不要です。 介護支援専門員の人数の変更等のような、報酬改定の内容を伴わない変更が生じた場合は、従前通り10日以内に変更届出書の提出をお願いします。 ②運営規程・重要事項説明書のひな型等をお示しする予定はありません。なお、今回の報酬改定において「利用者に前6月間に作成したケアプランについて、訪問介護、（地域密着型）通所介護、福祉用具貸与の各サービスが占める割合、及び各サービスごとの同一事業者によって提供されたもの割合について説明を行うこと」と定められました。本説明に係る資料（重要事項説明書等）の記載例は「介護保険最新情報VOL. 952令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (VOL. 3) (令和3年3月26日)」問111を参照してください。	R3. 4. 8

5	居宅介護支援	通院時情報連携加算について	往診に同席することで、当該加算を算定することは可能であるか？	今後、国から取扱いについてQ&Aが発出される可能性はありますが、現時点では「通院」のみと考えます。	R3.4.8
6	居宅介護支援	新型コロナウイルス感染症への対応（加算）について	居宅介護支援にも新型コロナウイルス感染症への対応を評価する加算はあるか？	令和3年9月30日までの間、基本報酬に0.1%上乘せされます。	R3.4.8
7	居宅介護支援	重要事項説明書の変更について	新たな料金や加算等、今回の報酬改定についてのみ記載した別紙を1枚作成して説明を行い、その別紙に署名や押印等を利用者等に依頼することで、重要事項説明書の変更へ同意をとったということでしょうか？	重要事項説明書の取扱いについては、お見込みの通りで問題ないと考えます。	R3.4.8
8	居宅介護支援	特定事業所加算について	特定事業所加算について、令和3年4月1日以降の変更がない場合は、届出が必要であるか？	令和3年3月末時点と令和3年4月1日時点で算定する特定事業所加算の内容が同じであれば、届出等は不要です。 なお、基本的には実地指導等において算定の要件を確認していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、実地指導等での確認ができないなど大きく影響を受けました。そのため、令和3年4月1日以降、別途算定要件確認のため、必要書類の提出をお願いする可能性があります。	R3.4.8
9	居宅介護支援	情報通信機器（人口知能関連技術を含む）の活用や事務職員の配置について	加算を算定するにあたって、何か届出や添付資料等は必要であるか？	説明会資料に記載しております、別紙10-5の提出をお願いします。添付書類等は現時点では必要ありません。実地指導等において算定要件を満たしているか確認する予定です。	R3.4.8
10	居宅介護支援	事務職員の配置について	介護支援専門員の業務等の負担軽減や効率化に資する職員に何か制限はあるか？	同一法人内（雇い主が同じ法人）であれば、事業所内の配置や常勤等は問わないが、常勤換算で介護支援専門員1人あたり、1月24時間以上の勤務が必要です。	R3.4.8
11	短時間型通所サービス 地域密着型通所介護	運動器機能向上加算と個別機能訓練加算について	①運動器機能向上加算を取るにあたり、午前・午後の職員が違っていても可能か。 ②新設の個別機能訓練加算Ⅰの（ロ）を取るためには機能訓練指導員がサービス提供時間通じて2名配置しなければ取れないと解釈すればよろしいでしょうか。	①運動器機能向上加算について、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等が1名以上配置されている場合は、午前・午後の職員が違っていても差し支えありません。 ②個別機能訓練加算Ⅰロは、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等が1名以上配置されていることに加え、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間を通じて1名以上配置する必要があり、サービス提供時間を通じて機能訓練指導員を必ず2名以上配置する必要はありません。合計で2名以上の理学療法士等を配置している時間帯において個別機能訓練を実施した利用者によりのみ算定できます。（介護保険最新情報Vol.952問53参照。）HPに掲載の資料（「令和3年度介護報酬改定における改訂事項について」）にも条件が分かりやすく記載されていますので、再度ご確認ください。	2021/4/8 R3.4.23 修正
12	通所介護相当サービス	サービス提供体制強化加算について	サービス提供体制強化加算の取得要件を教えてください。	「厚生労働大臣が定める基準第135号」もしくは「令和3年度介護報酬改定における改訂事項について」P110を参照してください。	R3.4.8

13	居宅介護支援	運営規程について	<p>①運営規程に〇人以上と記載した場合、員数の変更があっても変更届出の提出は不要か。</p> <p>②また、特定事業所加算の要件を変更した場合には、介護支援専門員の員数の変更が必要となるが、それに伴って運営規程も変更が必要か。</p> <p>③虐待に関する委員会の設置・開催は併設のデイと共同でも良いか。</p>	<p>①人員基準を満たすよう〇人以上と記載いただき、その中の員数変更は届出は不要です。</p> <p>②加算取得に伴う運営規程の員数変更は不要です。なお、加算として取得要件を満たすかどうかの確認は別途行います。</p> <p>③下記の通知の中で、「他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。」とあるため、共同での設置・開催は可能です。</p> <p>「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）」等を参照してください。</p>	R3. 4. 14
14	共通	「感染症対策の強化」、 「業務継続に向けた取組の強化」について	<p>①委員会の開催や研修の実施、訓練の実施とありますが、事業所内だけで完結（委員会：事業所職員全員、研修：事業所職員が交代で講師となる）としても良いでしょうか。また、委員会や研修、訓練の必要開催頻度があれば教えてください。</p> <p>②「感染症対策の強化」の指針の整備については、以前から事業所で作成している感染症予防及び対策のマニュアルとして良いでしょうか。（必要な内容があれば、マニュアル改定で追加します。）</p> <p>※（国資料）令和3年度介護報酬改定における改定事項について（P3～P4）より</p>	<p>「感染症対策の強化」と「業務継続に向けた取組の強化」についてはそれぞれ基準が定められていることから、それぞれの基準の確認をお願いします。下記回答は「感染症の予防及びまん延の防止のための措置」の基準について回答させていただきます。</p> <p>①委員会について、構成メンバーは事業所内の職員での構成でも問題ないと考えますが、基準では「感染症対策の知識を有する者を含む幅広い職種により構成することが望ましく、また外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい」とされています。開催は、「状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催する」とされています。研修や訓練についても、定期的に（年1回以上）行うとされています。</p> <p>詳細は「指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）」等を参照してください。</p> <p>②マニュアル等の整理の方法は事業所の判断にお任せしますが、指針の整備については、基準の要件を満たすよう内容の整理・追記をお願いします。</p>	R3. 4. 14
15	居宅介護支援	「質の高いケアマネジメントの推進（特定事業所加算の見直し等）」について	<p>生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成するとありますが、ケアプランにインフォーマルサービスの記載が無い人の場合、その理由を支援経過記録等に記載しておく必要はあるのでしょうか。</p> <p>※（国資料）令和3年度介護報酬改定における改定事項について（P50）より</p>	<p>検討の結果位置付けなかった場合は、当該理由を説明できるようにし、課題分析表または第4表等に記録してください。</p> <p>「介護保険最新情報VOL. 952令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（VOL. 3）（令和3年3月26日）」問113を参照してください。</p>	R3. 4. 14
16	居宅介護支援	「医療機関との情報連携の強化」について（通院時情報連携加算）	<p>医師等から情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合との記載がありますが、内容を支援経過記録に記載しているだけで良いでしょうか。</p> <p>※（国資料）令和3年度介護報酬改定における改定事項について（P54）より</p>	<p>通院時情報連携加算は、利用者が医師の診療を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けることとしています。その内容がわかるように支援経過記録等に記録してください。</p> <p>「介護保険最新情報VOL. 952令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（VOL. 3）（令和3年3月26日）」問118を参照してください。</p>	R3. 4. 14
17	居宅介護支援	「看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価」について	<p>利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、どこまでケアマネジメント業務を行ってれば算定できるでしょうか。また、対象の方はガン末期の方だけでしょうか。以外、算定できる条件とは、退院時に限るのでしょうか。</p> <p>※（国資料）令和3年度介護報酬改定における改定事項について（P55）より</p>	<p>病院若しくは診療所又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設から退院又は退所する者等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、当該利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は請求することができます。</p> <p>なお、上記の一連の業務について実施したことがわかるよう、その記録を残してください。</p> <p>「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）」を参照してください。</p>	R3. 4. 14
18	共通	「会議や他職種連携におけるICTの活用」について	<p>概要の文中に「利用者の居宅を訪問しての実施が求められているものを除く」との記載がありますが、具体的にはどのような内容を指すのでしょうか。</p> <p>※（国資料）令和3年度介護報酬改定における改定事項について（P120）より</p>	<p>例えば、「感染症の予防及びまん延の防止のための措置」として感染症の対策等の委員会を開催することが基準上定められました。同基準の中で、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものと規定されています。</p>	R3. 4. 14

19	共通	「利用者への説明・同意等に係る見直し」について	概要の中のこの項目で、利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除すると思いますが、署名・押印以外の方法的な内容があれば、教えて頂ければと思います。また、押印欄を削除するとの記載については、書類に「印」の記載がある為に押印が必要となる為、「印」の字を削除しておくという意味と捉えて良いのでしょうか。また、代替手段の例があれば、教えて頂ければと思います。 ※（国資料）令和3年度介護報酬改定における改定事項について（P136）より	問3に同じ。	R3. 4. 14
20	共通	「高齢者虐待防止の推進」について	委員会の開催や研修の実施とありますが、事業所内だけで完結（委員会：事業所職員全員、研修：事業所職員が交代で講師となる）としても良いでしょうか。また、委員会や研修、訓練の必要開催頻度があれば教えて頂ければと思います。 ※（国資料）令和3年度介護報酬改定における改定事項について（P159）より	委員会について、構成メンバーは事業所内の職員での構成でも問題ないと思いますが、基準では「管理者を含む幅広い職種で構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にする」とともに、定期的に開催することが必要である（また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。）とされています。研修については、「定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。」と規定されています。詳細は「指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）」等を参照してください。	R3. 4. 14
21	居宅介護支援	「同一事業者によって提供されたものの割合」等について	①令和3年4月以前に契約を結んでいる利用者に対しては、令和3年4月1日以降の重要事項説明書の追加内容を記載した書類を新たに作成して利用者に説明する予定ですが、その書類に割合の一覧表も記載して、署名を合わせても良いでしょうか。②また、署名をもらう時期については、Q&Aでは次のケアプランの見直し時とありますが、重要事項説明の追加書類と合わせることもあり、できるだけ早期の対応としても良いでしょうか。	①差し支えありません。ただし、基準に「この内容を利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならない。」とされていることから、必ず利用者等の同意をとってください。 ②差し支えありません。詳細は「指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）」を参照してください。	R3. 4. 14
22	居宅介護支援	「同一事業者によって提供されたものの割合」等について	令和3年4月以降に契約を結ぶ利用者に対しては、重要事項説明書の別紙として割合を記載した一覧表をお渡しする予定をしていますが、重要事項説明書とは別で1枚の紙に記載して、別紙の書類は署名無しとするので良いでしょうか。（重要事項説明書には、Q&Aに記載されているように「第●条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。」との内容は入れておくつもりで、重要事項説明書に署名してもらうことで、同時に別紙も同意してもらったと解釈する形で良いでしょうか。）	基準に「この内容を利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならない。」とされていることから、別紙とする場合も署名を得てください。詳細は「指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）」を参照してください。	R3. 4. 14
23	居宅介護支援	重要事項説明書について	法改正に伴う料金、加算の変更について 既存の利用者への説明は、変更箇所を抜粋した用紙を作成して説明、署名を頂くことで、変更の合意を頂いたとみなしても良いでしょうか それとも、新たに重要事項説明書、契約書の取り交わしが必要ですか。	問21①に同じ。 ただし、設問中の「合意を頂いたとみなす」については、合意するのはあくまで利用者の判断となります。合意（同意）したかは利用者等に確認してください。詳細は「指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）」を参照してください。	R3. 4. 14

24	居宅介護支援	「看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実」について	「基本報酬や看取りに係る加算の算定要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める。」とあるが、重要事項説明書に記載の上説明の必要はあるのか。 ※（国資料）令和3年度介護報酬改定における改定事項について（P14）より	重要事項説明書の必須項目ではありませんので、記載については、事業所の判断に任せませす。 ターミナルケアマネジメント加算を算定する場合は、「介護保険最新情報VOL.969（令和3年4月22日）」別紙1の表No.4を参照してください。	R3.4.14 R3.5.11 追記
25	居宅介護支援	特定事業所加算について	R3.3まで特定事業所加算（Ⅲ）を算定しております。4月以降も引き続き（Ⅲ）を算定予定としております。届出は不要なのでしょうか。	届出は不要です。ただし、基準の中で「必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービスを計画していること。」の要件が追加されてますので、その要件を満たしていることが条件となります。「厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）」を参照してください。	R3.4.14
26	居宅介護支援	通所介護等の入浴介助加算等の見直しに係る取扱いについて	今までの通所介護等の入浴介助加算は、算定理由について自宅での入浴が困難とのことでデイサービスでの入浴介助を算定していましたが、今回入浴介助加算Ⅱを算定する場合、自宅での入浴の自立を図る観点で算定することとなっている為、今まで入浴介助加算を算定していても、新たにサービス担当者会議等を行った上で開始する必要があるのでしょうか。	本来、目標内容の変更等に伴いケアプランを変更する場合、サービス担当者会議を開催するなど計画作成に係る一連の業務について、その必要に応じて原則行う必要がありますが、加算の趣旨・目的を理解した上で、各種必要な調整を行い、利用者の同意を得て、その旨を適切に第5表等に記録するなどの対応も今回（R3年度報酬改定時）に限り考えられます。なお、次回のケアプラン見直しの際は、加算の趣旨を踏まえ、サービス担当者会議の開催など一連の業務について、適切に行ってください。 設問の入浴介助加算に係る要件については、「厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）」を参照してください。	R3.4.23
27	地域密着型通所介護	「通所介護における個別機能訓練加算の見直し」について	①今回新たに個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロがありますが、違いは機能訓練指導員の配置だけでしょうか。②以前の個別機能訓練加算は、（Ⅰ）は筋力・バランスなどの心身機能の維持・向上を目指す内容で、（Ⅱ）は食事、排泄、更衣などの日常生活活動や調理、洗濯、掃除など家事動作の獲得を目指したり、趣味活動、町内会などの社会参加を目指す内容であったと思いますが、今回の個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及びロは以前の個別機能訓練加算（Ⅱ）と同じと考えるので良いのでしょうか。	①人員の配置基準の違いのみです。 ②「厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）」を参照してください。	R3.4.23
28	居宅介護支援	居宅サービス計画書について	「介護保険最新情報VOL.958（令和3年3月31日）」に、居宅サービス計画書の1表の「利用者・家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果」欄が変更されているが、この変更はいつから実施したら良いか。また、意向の欄に課題分析の結果も書く場合、スペースが足りないため別紙に記載しても良いか。	次のケアプラン見直し時には、修正してください。 また、記載欄が足りない場合は、別紙に記載しても差し支えありませんが、課題分析表等をもとに、利用者にわかりやすいよう簡潔にまとめて記載してください。	R3.4.23
29	居宅介護支援	居宅介護サービス計画作成依頼届について	居宅介護サービス計画作成依頼届につき、国の様式では氏名欄ができましたが、宇治市がこの様式に変更するのは、市ホームページにアップされてからでよいのでしょうか。	今後、「介護保険申請代行等の手引き（令和3年度版）」を公表予定です。（7月頃予定）本手引きを公表するまでの間は、従前の様式での届出をお願いします。	R3.4.23

30	総合事業	サービスコード等について	総合事業のサービスコード等の変更は、4月のいつ頃アップされますか。	4月下旬を予定しております。作成次第ホームページにて公表いたします。	R3.4.23
31	地域密着型通所介護	個別機能訓練加算について	<p>①「(国資料)令和3年度介護報酬改定における改定事項について」では、個別機能訓練加算Ⅰイは運営基準上配置を求めている機能訓練指導員により満たす事として差し支えない。また、「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (VOL.3)」問46「管理者と機能訓練指導員の兼務」の回答にて、管理者は機能訓練指導員の職務に従事する事が可能である。となっており、改定前と同様に管理者が機能訓練指導員を兼務しても個別機能訓練加算Ⅰイを算定する事が可能と解釈できるのか。それとも「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (VOL.3)」問58の回答の通り、管理者が兼務することにより、同基準を満たす事はできないものであるのか。</p> <p>②上記①の後者の場合、管理者が機能訓練指導員を兼務する場合に「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (VOL.3)」問55の回答にある具体例②によるところの、サービス提供時間帯を通じて配置される機能訓練指導員として扱う事は可能か。これにより、サービス提供時間帯は「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として従事し、サービス提供時間帯以外は管理者として従事することで個別機能訓練加算Ⅰイの算定基準を満たすと解釈は可能か。</p>	「令和3年度介護報酬改正に関するQ&A (Vol.3)」問58の回答のとおり、事業所の管理上支障が無い場合、管理者は機能訓練指導員を兼ねることができますが、個別機能訓練加算を算定する場合は、専従の機能訓練指導員を配置する必要があるため、管理者が機能訓練指導員を兼務している場合は算定できません。	R3.4.23
32	地域密着型通所介護	ADL加算について	これまで加算の取得をしていない場合（加算の申出も無し）、最短でいつから加算の算定が可能か。	<p>評価対象期間によります。 加算の算定期間は、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月間。 ただし、令和3年4月から算定する場合は、評価対象期間は下記①か②のいずれかとなります。</p> <p>①令和2年4月～令和3年3月 ②令和2年1月～令和2年12月</p> <p>また、令和3年5月以降に算定する場合は評価対象期間は、算定開始月の前年の同月から12月後までの1年間です。</p> <p>令和4年度以降は、届出の日から12か月後までの期間となります。 また、LIFE上でADL利得に係る基準を満たすことを確認すること。 令和2年度分ADL値については遡ってLIFEに登録すること。 ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Indexを用いて行い、一定の研修とは、介護保険最新情報Vol.965問5を参照してください。</p> <p>また、評価対象期間等については「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (VOL.1) (平成30年3月23日)」問37～39もあわせて参照してください。</p>	R3.4.23
33	居宅介護支援	「同一事業者によって提供されたものの割合」等について	本報酬改定により、同一事業者によって提供されたものの割合等の説明が必要となったが、説明は毎年、前期と後期に分けて2回行う必要があるか。	<p>不要です。説明は、居宅介護支援の開始の際（令和3年4月以前に契約している利用者は次のケアプラン見直し時まで）に必要となります。</p> <p>「介護保険最新情報VOL.952令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (VOL.3) (令和3年3月26日)」問112を参照してください。</p>	R3.5.11

34	介護予防支援	委託連携加算について	委託先の居宅介護支援事業所を変更した場合、本加算の算定は可能か。 (当初A事業所に委託し、委託連携加算を算定。その後、B事業所に委託先を変更した場合、B事業所で委託連携加算を算定できるか。)	<p>現時点では、算定不可と考えます。 当該加算は利用者個々のケアプランにつき、介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、算定できるものです。</p> <p>R4.3.9修正 京都府等に確認した上で、本設問の本市の取り扱い（解釈）を下記のとおり変更します。 設問の回答は「算定可能」と考えます。 当該加算は、委託時における居宅介護支援事業所との適切な情報連携等を評価するものであるため、1つの委託について適切に連携が行われているのであれば、委託先の居宅介護支援事業所を変更するたびに算定は可能です。</p> <p>ただし、委託先の居宅介護支援事業所を変更する場合は、変更についてその理由を説明できるように記録等を行い、常に変更が適切であるか検討してください。</p> <p>なお、これまでに委託先を変更したが本市のR4.3.9修正前の取扱いにより加算を算定していない場合は、遡って算定していただいて構いません。</p> <p>「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月17日 老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号)別紙1第2の11を参照してください。</p>	R3-5-11 R4.3.9 修正
35	介護予防支援	委託連携加算について	上記の間34の回答より「適切な情報連携等」を実施した場合に算定可能と考えるが、具体的にどのような内容か。	例えば、アセスメント（利用者基本情報等）やサービス担当者会議の記録及び介護予防サービス・支援計画書等により、地域包括支援センターと委託先の居宅介護支援事業所にて利用者の情報を共有し、支援経過に記録していること等が考えられます。	R4.3.9